論

説

道路交通法における
負傷者救護義務違反罪の義務内容

松　尾　誠　紀

目　次

Ⅰ．問題意識
Ⅱ．道路交通法72条１項前段違反の罪の保護法益とその罪質
Ⅲ．負傷者救護義務の義務内容
Ⅳ．おわりに

Ⅰ．問　題　意　識

近時，過失犯にいう注意義務の内容の特定，すなわち履行すべきであった行為をいかにして特定するのかが盛んに議論されている(1)。もっとも，そこでは主に過失致死傷罪などの結果犯における注意義務が扱われているため，最終的には当該構成要件的結果を回避するために有効であった行為がそこでの義務内容として特定されることになる。その意味では少なくとも義務内容を特定する際の目標は明確といえる。これに対して，真正不作為犯に見られる結果帰責性のない不作為犯に関しては，何を根拠に，どのような行為がその義務内容として特定されるのかが問題となる。結果帰責性，及び場合によっては結果回避可能性の要件が外れたとき，何を目標にして義務内容が特定されるのか，何が義務内容を特定する要素となりうるのか，

（1）　近時の代表的な論考として，樋口亮介「注意義務の内容確定基準」『山口厚先生献呈論文集』（2014年）195頁。

義務内容を特定するためのそうした根拠を明確にする必要がある。例えば，結果帰責性のない不作為犯の一つである道路交通法における負傷者救護義務違反罪に関し，判例では，到着した救急隊員とともに負傷者を救急車に搬入する行為が義務内容として措定され，その不履行に基づいて負傷者救護義務違反罪の成立が肯定されているが(2)，その帰結の妥当性を判断する視点すら未だ明確ではないと思われる。

不作為犯の作為義務に関しては，不真正不作為犯では結果回避義務の違反が問題となるのに対し，結果帰責性のない真正不作為犯では，行為義務の違反に尽きるとされる(3)。しかしそれが行為義務であるとされたからといって義務内容が明確であるとは限らない。確かに運転免許証の不携帯罪のような真正不作為犯では，なすべき行為の内容は明確である。しかし負傷者救護義務違反罪にいう「救護」においては，なすべき行為は具体的状況に応じて特定されなければならない。この際，行為義務だからといって，何かをすればそれで足りるのではなく，何をなすべきであったかは何らかの目標との関係において特定される必要がある。結果帰責性を持たない不作為犯においてはその目標の設定，義務内容の特定の仕方が特に問題となる。

そこで，このような問題意識から，結果帰責性のない不作為犯の一つとして，道路交通法における負傷者救護義務違反罪を題材とし，その義務内容について検討する。検討の手順としては，まずその前提的考察として，負傷者救護義務違反罪を含む道路交通法72条１項前段違反の罪の保護法益，さらにその義務違反罪が有する他の刑法上の不作為犯とは異なる特質を明確にし，その上でそうした理解に基づいて負傷者救護義務の義務内容について検討する（以下で示される条文番号は道路交通法のそれである）。

（２） 東京高判昭和57年11月９日判タ489号128頁。

（３） Lackner/Kühl, Strafgesetzbuch Kommentar, 28. Aufl., 2014, §13, Rn. 4. 吉田敏雄『不真正不作為犯の体系と構造』（2010年）８頁以下も参照。

Ⅱ．道路交通法72条１項前段違反の罪の保護法益とその罪質

１．道路交通法72条１項前段違反の罪の概要とその目的，保護法益

(1)　負傷者救護義務違反罪は，刑法の総論における不作為犯の観点，特に不作為による殺人罪や遺棄罪との関係から着目される。しかしそうした視点ゆえに，72条１項前段の義務が扱われる際も，義務の客体が「負傷者」である場合に限られ，またそこでの結果回避可能性（救命可能性）の有無に関心が向けられがちである。しかし，後述の通り，72条１項前段違反の罪には負傷者以外に対する義務も含まれるし，結果回避可能性の存在をその義務の前提としない場合もある。そのため，学説でのそうした限定的視点は負傷者救護義務違反罪の理解においてすら誤解を生む可能性がある。そこで，負傷者救護義務違反罪の義務内容を考察する前に，まずは72条１項前段とその罰則規定，及び他の刑法上の不作為犯との比較で見出されるその特質について考察する。

(2)　道路交通法は，1960年に，その前身である道路交通取締法を廃止し，それを全面改訂するかたちで新たに制定されたものである。交通事故に際しての応急措置義務を定める72条１項前段の当初の罰則は，現在の117条の５第１号に相当するものだけであったが，1964年に，ひき逃げに対処するために，それとは別途，法定刑が引き上げられたかたちで117条の罰則が新設され[(4)]，その後さらに2001年と2007年に117条の法定刑が引き上げられて，現在の姿となっている[(5)]。

（４）　宮崎清文「道路交通法の一部を改正する法律の逐条解説（7)」警察研究36巻５号（1965年）90頁以下参照。

（５）　2001年の一部改正では，117条の自由刑の長期が３年から５年に，罰金刑の上限が20万円から50万円に引き上げられた（福田守雄「道路交通法の一部を改正する法律について（3)」警察学論集54巻11号（2001年）83頁以下参照)。2007年の一部改正では，117条に，「人の死傷が当該運転者の

72条１項前段は，「交通事故があったときは，当該交通事故に係る車両等の運転者その他乗務員……は，直ちに車両等の運転を停止して，負傷者を救護し，道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない」と規定する。同条項前段にいう「交通事故」とは，67条２項にいう「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」を意味する。また，72条１項前段にいう「その他乗務員」とは，バスの車掌やタクシーの助手を意味し，単なる乗客や同乗者を含まない(6)（以下で「運転者」と示す際には，「その他乗務員」をそこに含む趣旨である）。

72条１項前段の義務に違反した者に対する罰則は，いわゆる「人身事故」が生じた場合と「物損事故」が生じた場合に分けられる。人身事故が生じた場合は，さらに，人の死傷を惹き起こした一般車両の運転者による義務違反（117条２項）と，それ以外の一般車両の運転者による義務違反（117条１項）に分けられる。前者の法定刑は10年以下の懲役又は100万円以下の罰金，後者のそれは５年以下の懲役又は50万円以下の罰金である。他方，物損事故に際しての義務違反，及び人身事故でも117条には含まれない軽車両の運転者や「その他乗務員」による義務違反は，117条の５第１号に該当し，その法定刑は１年以下の懲役又は10万円以下の罰金である(7)。

運転に起因するものであるとき」に関する罰則である２項が新設され，その法定刑が10年以下の懲役又は100万円以下の罰金とされた（檜垣重臣ほか「『道路交通法の一部を改正する法律』について（上）」警察学論集60巻９号（2007年）55頁以下〔檜垣〕，平尾覚「道路交通法の一部を改正する法律について」研修709号（2007年）96頁以下参照）。2007年の法定刑引上げに対しては，今井猛嘉「飲酒運転対策としての罰則の整備」ジュリスト1330号（2007年）27頁以下，曽根威彦「交通刑法の改正問題」刑事法ジャーナル８号（2007年）７頁以下の批判がある。

（６） 伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法（6）』（1989年）388頁〔河上和雄〕，宮田正之「道路交通法入門（45）」研修650号（2002年）112頁。

72条１項前段の義務違反に関しては，117条の５第１号の罪が基本類型，117条の罪がそれに対する加重類型という位置づけになる。また，72条１項前段の義務違反に対する罰則は，先述の通り，「人の死傷」があった場合である人身事故と，物損事故で区別される。そのため，後述する，被害者が即死した場合の死体収容義務は，72条１項前段の「等の必要な措置」にいう「等」に含まれるものであるが[8]，その義務違反も人身事故の場合であるので117条が適用される[9]。したがって，72条１項前段違反の罰則規定は，義務の客体が「負傷者」か否かで区別されるものではないことから，117条は，負傷者救護義務違反罪を含むものではあっても，それ自体ではない。

(3)　道路交通法は，①道路上の危険を防止すること，②交通の安全と円滑を図ること，③道路交通に起因する障害の防止に資することを目的とする（１条）。その中でも特に目的①と②に基づき，車両等の通行方法の規制，免許制度の採用等の施策によって，事前に危険の抑制が図られているが，それと同時に，そうした危険が交通事故によって現実化した場合に対し，事後的に危険拡大の防止と交通の安全・円滑を速やかに回復する

（７）　72条１項後段に規定される事故報告義務違反の法定刑は，３月以下の懲役又は５万円以下の罰金である（119条１項10号）。

（８）　注釈特別刑法〔河上〕・前掲註（６）390頁，平野龍一ほか編『注解特別刑法（1）交通編（1）〔第２版〕』（1992年）497頁〔村田達哉〕。

（９）　この際，杉本一敏「負傷者救護義務違反罪の罪質と客観的成立要件」岡野光雄先生古稀記念『交通刑事法の現代的課題』（2007年）377頁は，さらに進んで，死体収容義務違反の「実質は本罪規定を作為義務の発生根拠とした不作為の死体遺棄に等しいから，――本罪を単に行政犯（形式犯）と見るのでなく，実質犯と見てその現実の法益侵害性を考慮に入れるならば――これを負傷者救護義務違反の場合と区別し，例えば死体遺棄罪の法定刑（「３年以下の懲役」）を事実上の上限として量刑する等の差を設けることが必要」とする。

ための措置を義務づける規定も用意する。それが72条１項前段の措置義務である[10]。72条１項前段を規定した目的は，第一に，自動車等による道路交通の危険性に鑑みて，交通事故が発生した場合にいかなる措置を採るべきか，運転者に対しその手順を明示すること，第二に，現に被害者に生じた負傷と共に，特に道路上では当該負傷者にさらなる危険が生じる可能性も高いため，その適切な保護を図ること，第三に，交通事故が発生した場合には，他の交通関与者に危険が拡大する可能性があるので，その予防を図ることである。72条１項前段のこうした目的から，72条１項前段違反の罪の保護法益は，交通関与者の生命・身体・財産を広く含む一般的・抽象的なものとして理解される[11]。

こうした目的，保護法益ゆえに，次の停止・確認義務，及び「負傷者」の範囲において，他の刑法上の不作為犯とは異なる72条１項前段違反の

（10） 藤木英雄『行政刑法』（1976年）230頁以下参照。

（11） 最決昭和50年４月３日刑集29巻４号111頁は，自動車の運転者が傷害の故意に基づいて被害者に傷害を負わせてそのまま逃走した事案について，72条１項前段の規定を「道路における危険の防止と交通の安全，円滑を図ろうとする道路交通法の目的に照らして勘案すれば，交通事故の発生に際し，被害を受けた者の生命，身体，財産を保護するとともに交通事故に基づく被害の拡大を防止するため，当該車両等の運転者その他の乗務員のとるべき応急の措置を定めたものであ〔る〕」としつつ，同条項前段の負傷者の救護を定めた部分は「当該負傷者の生命身体の安全を主たる保護法益としたものであり，その意味においては，刑法の傷害，傷害致死，業務上過失致死傷罪等の生命，身体の保護に向けられた各規定とその法益を同じくする部分があるとはいえ，道路交通法は，これに加えて，負傷者の身体に対する被害が増大し，さらには，生命に対し危険に及ぶことを一般的に防止するという行政目的的見地から，人身事故を発生させた者であると否とを問わず，広く運転者その他の乗務員に対して一律に，応急の措置として負傷者の救護を命じたものと解すべきである」として，被告人に傷害罪とは別に負傷者救護義務違反罪の成立も認めた。

罪及び負傷者救護義務違反罪の特質が見出される。

2．停止・確認義務の位置づけ

(1)　72条1項前段は，交通事故の際の応急措置義務として，第一に，停止・確認義務，第二に負傷者救護義務，第三に危険防止措置義務を規定する。同条項前段は，「等」の必要な措置としているので，これら三つの義務はあくまで例示ではあるけれども[12]，なお中心的な義務に位置づけられる。

このうち停止・確認義務は，同条項前段にいう「直ちに車両等の運転を停止し」との文言を受けたものであるが，これは単に車両等を停止するだけでなく，「被害者の救護，道路における危険防止の措置の前提として，必ず一旦停止して，これらの措置の要否を確認すべき義務を負わせる趣旨[13]」として理解される。それゆえ停止・確認義務と表現する[14]。

(2)　この停止・確認義務と，負傷者救護義務及び危険防止措置義務の関係に関し，72条1項前段においては，停止・確認をせずに救護措置ないし危険防止措置をしなかったことが罪の本体なのではなく，停止・確認義務違反それだけでも72条1項前段違反の罪を構成するとされる。いいかえれば，停止・確認義務は，負傷者救護義務及び危険防止措置義務と

---

(12)　安西温『自動車交通犯罪』(1968年) 320頁，村上尚文『刑事裁判実務大系（4-ii）道路交通（2)』(1993年) 694頁，宮田正之「道路交通法入門(46)」研修651号（2002年）106頁参照。また，東京高判昭和41年6月1日東京高検速報1485号も参照。

(13)　室城信之＝矢代隆義「道路交通法の救護義務に関する考察」警察研究64巻6号（1993年）12頁。

(14)　安西・前掲註(12)319頁，中川善之助ほか監修『交通事故（実務法律体系〔4〕)』(1973年) 50頁〔永山忠彦〕も参照。また，東京高裁昭和41年6月1日判決・前掲註(12)も参照。

は別の「独立した義務」として位置づけられるものである。それは特に次の場合に顕在化する。すなわち，東京高判昭和39年10月13日高刑集17巻６号624頁は，交通事故により物損が生じた際，確かに被告人は停止しなかったが，しかし結果的に道路上の危険防止措置をとる必要もなかった事案について，「仮に本件の場合，道路における危険防止措置の必要がなかったからといって停車確認の義務を否定することはできない」として，実際に危険防止措置の必要性がない場合でも停止・確認義務を肯定し，その義務違反に可罰性を認めた(15)。もちろん72条１項前段は「交通事故があったとき」と規定するので，「人の死傷」，「物の損壊」は客観的に存在しなければならない(16)。しかし，停止・確認義務が負傷者救護義務・危険防止措置義務とは独立した義務であるとすれば，仮に停止・確認義務を履行していたとしてもそこに負傷者救護措置・危険防止措置は必要ではなかったという場合でも，交通事故が発生した場合には必ず停止・確認義務は生じ，その不履行は可罰性を基礎づけることとなる(17)。すなわち，停止・確認義務は，交通事故に際して，救護措置・危険防止措置が必要な場合にそれらが確実

（15） 同東京高裁判決はこの理解に従って原判決を破棄し，被告人に負傷者救護義務違反罪の成立を認めたが，その際，罪となるべき事実は，「事故を起しながら，直ちに運転を停止して法令に定められた必要な措置を講ずることなく，そのまま運転を継続し」とされた。同旨の裁判例として，札幌高判昭和51年９月７日札幌高検速報105号－１がある。

（16） 村上・前掲註(12)701頁。これに対して，安西・前掲註(12)320頁は，「たとえ現実に人の死傷や道路における危険が発生していなかったとしても法72条１項前段違反である」とするが，仮に運転者が人の死傷ないし物損の発生を（主観的には）認識しつつ停止・確認をせずに立ち去っていたとしても，結果的に人の死傷・物損が発生していなかった場合に停止・確認義務を肯定することはできないと思われる。

（17） 木宮高彦＝岩井重一『詳解道路交通法〔改訂版〕』（1980年）185頁以下。

に実行されるように，そのための前提的義務として規定されたものである[18]。先述の通り，72条１項前段の義務が規定された目的が，運転者に対し交通事故に際しての行動手順を示すことにあることからすれば，それは交通事故に際しての必要な措置の一つとして，たとえそれが負傷者の生命・身体を直接的に保護するための行為ではなくとも，それに向けた前提的行為として義務づけられたものであるとの理解は，道路交通法の目的からして必ずしも否定されるものではない。それは直接的な保護行為の周辺にあるものとして，72条１項後段の事故報告義務と同様のものである[19]。停止・確認義務違反は，通常の事案では（救護等の必要性が認められるために）救護措置義務違反・危険防止措置義務違反に吸収されるけれども，その可罰

（18） 福岡高判平成３年12月12日判タ796号261頁も，72条１項前段は「事故を起こし，未必的にしろ人に死傷を与えあるいは物の損壊があったことを認識した運転者に被害者の救護及び道路における危険防止の義務を尽くさせる前提として，必ず一旦停止して負傷者の有無，その救護の要否，或は道路における危険の存否を確認すべき義務を負わせたものと解するのが相当である」とする。

停止・確認義務は，その前提的な位置づけから，情報収集義務の一つといえる。情報収集義務については，近時，過失犯の注意義務に関し議論が盛んである（例えば，山本紘之「過失犯における情報収集義務について」法学新報112巻９・10号（2006年）397頁，樋口・前掲註（１）230頁以下）。ただし，停止・確認義務ではその後の救護措置・危険防止措置が不要な場合でも可罰的でありうる点で過失犯にいう情報収集義務とは異なる。

（19） 事故報告義務の目的につき，最判昭和48年３月15日刑集27巻２号100頁は，その原判決を是認しつつ，事故報告義務は「個人の生命，身体および財産の保護，公安の維持等の職責を有する警察官をして，一応すみやかに」72条１項後段「所定の各事項を知らしめ，負傷者の救護および交通秩序の回復等について当該車両等の運転者の講じた措置が適切妥当であるかどうか，さらに講ずべき措置はないか等をその責任において判断させ，もって前記職責上とるべき万全の措置を検討，実施させようとするにある」とする。

性が独立して現れたとき，生命・身体を直接的な保護法益とするためにそこでの結果回避の必要性，可能性を求める刑法上の不作為犯（殺人罪・遺棄罪等）とは異なるその特質が顕在化するといえる。(20)

3．「負傷者」の上限と下限

(1)　さらに，より直接的に負傷者の保護にあたる救護義務の局面においても，特に「負傷者」の上限・下限をめぐる問題の中で，その特質が顕在化する。(21)

「負傷者」の上限とは，当該被害者が負傷者か死亡者かの区別にかかる問題である。もっとも，事故後，被害者がすでに死亡していたとしても，当該死体が他の交通関与者に対する危険を及ぼさないようにするために，運転者には死体収容義務が認められるので，(22)「負傷者」の上限の境界線によって義務の存否に違いは生じない。(23)いずれにせよ義務は肯定されて，どちらの義務違反にも117条が適用される。(24)ただし，負傷者か否かによって

(20)　停止・確認義務違反に適用される罰則は，発生したのが人身事故であったのか物損事故であったのか，及びそれに対する運転者の認識内容に従うこととなる。

(21)　「負傷者」の上限・下限という表現は，臼井滋夫「被害者の負傷の程度と道路交通法第72条第１項前段の救護義務違反の成否」臼井ほか『刑法判例研究Ⅲ』（1975年）519頁以下を参考とした。

(22)　前掲註（８）の引用文献参照。注釈特別刑法〔河上〕・前掲註（６）390頁は，死体収容義務の目的に「死体が他の車両等に荒らされないように安置する」ことを含める。

(23)　岐阜地判昭和48年７月19日刑集29巻１号17頁参照。

(24)　岡上雅美「ひき逃げに関する一考察」岡野光雄先生古稀記念『交通刑事法の現代的課題』（2007年）261頁は，「救護義務違反罪について，およそ救命の可能性がないのに救護義務を認めることは，生命身体という法益保護と分断された形態での義務違反ないし法規範遵守のみを命じるものであり，妥当ではない」とした上で，「被害者が，事故の結果，すでに死亡

求められる義務内容は異なるので，義務内容の特定との関わりにおいて「負傷者」の上限はなお問題となる。そこでこの点に関し，最決昭和44年７月７日刑集23巻８号1033頁は，「『負傷者』とは死亡していることが一見明白な者を除き，車両等の交通によって負傷したすべての者を含む」とし，当該被害者の死亡が明確でない限りは負傷者救護義務を肯定する。(25)

(2)　他方，「負傷者」の下限であるが，「負傷者」の下限とはあくまで比喩的な表現である。「負傷者」かどうかというよりも，傷害の程度が軽い場合と救護の必要性の有無が問題である。表現上は，負傷者であるが救護の必要性がないとすることもありうるけれども，問題の本質は，軽い傷害を負った者への救護義務の存否に尽きる。

こうした意味での「負傷者」の下限について，判例では当初，札幌高判

していた場合，死者に対する救護義務違反は，いわゆる客観的危険説によれば客体の不能として不処罰になろう」とする。しかし，72条１項前段の義務の目的が必ずしも当該負傷者の保護だけにあるのではないとするならば，被害者が死亡しているからといって直ちに義務が否定されて不可罰になると解すべきではない。また，西田典之「ひき逃げと遺棄罪の成否」研修461号（1986年）11頁・註(１)が，（最決昭和44年７月７日刑集23巻８号1033頁〔本文後掲〕を受けて）「一見明白ではなくとも，即死またはそれに準ずる状態で，救護の可能性が存しなかった場合までも含ませることには疑問」とし，大庭沙織「判批」法律時報84巻11号（2012年）136頁・註(12)が，「行為者に人の『死』の認識がある場合には救護義務違反は問題にならないのではないか」，「身体が裂断するなど死亡が明白な状態を運転者が認識した場合には，やはり救護義務違反罪の故意はないとされるかもしれない」としているが，それらの見解がその前提に死亡者の収容義務の存在を否定しているのだとすれば妥当ではない。こうした見解に負傷者救護義務違反罪を刑法上の不作為犯に引き込んで見ることの問題点が現れていると思われる。

(25)　同旨の裁判例として，東京高判昭和45年２月12日東高時報（刑）21巻２号52頁，福岡高判昭和45年４月15日判時626号106頁（被害者が即死したため救護義務が認められないとして無罪とした原判決を破棄）。

昭和37年７月17日高刑集15巻６号460頁が，被告人運転の原動機付自転車が被害者に衝突し，被害者は転倒したが，被告人は被害者の事故後の行動を観察して軽傷であろうとの判断を行って立ち去ったところ，被害者に全治２週間を要する右臀部挫傷等の傷害を負わせていた事案に関し，「交通事故の結果人の負傷があればすべて救護義務があるというべきではなく，当該具体的状況にかんがみ救護の必要がないと認められる場合，すなわち，負傷が軽微で，社会通念上，ことさら運転者等の助けをかりなくとも負傷者において挙措進退に不自由を来さず，年齢，健康状態等に照らし受傷後の措置をみずから十分にとり得ると認められるような場合には」救護義務は生じない，救護の要否の確認の結果，「運転者等が救護の必要がないと判断して格別の措置をとることなく現場を去った場合には，たとい後刻意想外の傷害のあったことが判明したとしても」救護義務違反罪は成立しないとした(26)。これに対し，最判昭和45年４月10日刑集24巻４号132頁は，同様の事案に関し，先の札幌高裁判決の判例変更を明示の上，「車両等の運転者が，いわゆる人身事故を発生させたときは，直ちに車両の運転を停止し十分に被害者の受傷の有無程度を確かめ，全く負傷していないことが明らかであるとか，負傷が軽微なため被害者が医師の診療を受けることを拒絶した等の場合を除き，少なくとも被害者をして速やかに医師の診療を受けさせる等の措置は講ずべきであり，この措置をとらずに，運転者自身の判断で，負傷は軽微であるから救護の必要はないとしてその場を立ち去る」ことは許されないとした(27)。

(3)　このように，「負傷者」の上限・下限をめぐって判例では，一方ではその死亡結果ゆえに，他方では救護の必要な傷害の不存在ゆえに，

(26)　同旨の裁判例として，大阪地判昭和44年11月12日判タ248号304頁。

(27)　同旨の裁判例として，大阪高判昭和41年３月25日下刑集８巻３号382頁。

客観的には救護の必要性はなかったといえる場合であっても，その不作為の時点においては救護の必要な「負傷者」として扱い救護義務を課すという判断がなされている。つまりそれは，死亡に関しては，仮に客観的には死亡していたとしても，死亡の判断には困難を伴うので[28]，不作為の時点においてなお死亡していないと理解できる可能性が低い程度ででも認められれば救護義務を課し，他方，軽微な傷害に関しては，交通事故による傷害の中には外見上それほど異常がない場合でも，実は治療の必要性のある傷害を負っている場合があるので[29]，傷害がある以上，救護義務を課すとするものである[30]。そうすべき理由は，その場の運転者が救護の必要がないと安易に判断することによって，本当は回避できた死亡結果ないし拡大した傷害結果が生じてしまうのを可能な限り避けるために，治療の必要性・可能性は医師に判断させるべきであって，その場の運転者に判断させるべきではないという理解にある[31]。そしてそれは，被害に対して万全を期すという

---

(28) 坂本武志「判解」最高裁判所判例解説刑事篇昭和44年度（1973年）270頁以下参照。

(29) 臼井・前掲註(21)521頁，西原春夫ほか編『判例刑法研究（8）』（1981年）431頁〔本江威憙〕参照。

(30) 故意犯である負傷者救護義務違反罪の成立には運転者に傷害発生の認識が必要であり（最判昭和40年10月27日刑集19巻７号773頁，東京高判昭和41年１月14日高刑集19巻１号１頁。岡野光雄「交通事故と負傷者救護義務」同『交通事犯と刑事責任』（2007年）102頁以下，大庭・前掲註(24)134頁も参照），それは傷害が外形的に明らかでない場合でも同じである。例えば，被害者からの痛みの訴え，衝突状況，被害者の転倒状況などの中間的事実の認識を通して，傷害の発生に対する未必的な認識がある場合に故意が認められる（藤永幸治ほか編『交通犯罪（シリーズ捜査実務全書〔14〕）』（４訂版，2008年）273頁〔五十嵐義治〕参照）

(31) 岩井宜子「救護義務（2）」続判例刑法百選（1971年）235頁，佐藤文哉＝中川武隆「救護義務」判例タイムズ284号（1973年）252頁。東京高判昭和43年12月25日判時573号97頁も参照。

政策的見地からして妥当なものと思われる(32)（ここでは，危険犯だから行為時の一般人を判断基準にというようなこととは別に，政策的にそう理解されるべきなのだと思われる）。この点，不作為による殺人罪の場合には既遂結果との因果関係の必要性ゆえに高度の結果回避可能性が要求され(33)，保護責任者遺棄罪に関してもそれが危険犯であることから義務の前提に救命可能性の存在を求める見解も見られる(34)。これらとの比較でいえば，負傷者救護義務違反罪においては，結果発生可能性の程度がより低い場合でも義務が認められるとともに，結果的に救護が必要でなかった場合でも救護義務が否定されない点に，刑法上の不作為犯にはない負傷者救護義務違反罪の特質が現れる。そうした理解は，72条１項前段の目的に基づく行為義務性から基礎づけられるものである。

Ⅲ．負傷者救護義務の義務内容

１．負傷者救護義務の目標とその内容

（1）　以上の理解を前提に，負傷者救護義務の義務内容について検討する。負傷者救護義務の内容をめぐる問題は，交通事故により人が負傷し

（32）　最決昭和44年７月７日刑集23巻８号1033頁〔本文前掲〕も，「人の死亡の判定はきわめてむずかしく，ことに交通事故を起した運転手その他の乗務員がとっさの間にその判定をすることは，至難のことであるから，死亡していることが一見明白な者以外の者については，とりあえず，救護の措置をとらせるのが，被害者の救助を全うしようとする立法の趣旨に合致する」とする。

（33）　奥村正雄「不作為犯における結果回避可能性」同志社法学343号（2010年）９頁以下参照。

（34）　前田雅英『刑事法最新判例分析』（2014年）150頁，大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第３版〕(11)』（2014年）308頁以下〔半田靖史〕。また，仲道祐樹「不作為犯における『可能性』」高橋則夫ほか『理論刑法学入門』（2014年）52頁以下も参照。

た後，運転者が直ちに現場から立ち去ったような場合ではなく，むしろ運転者が停止・確認を行うなど一定の行為は行った場合に，果たしてそれで十分かが問われるときにこそ顕在化する。この際，東京高判昭和53年2月15日東高時報（刑）29巻2号21頁は，「救護義務の内容は，当該事故が発生した日時，場所，負傷者の負傷の程度，道路の状況等を総合的に考察して具体的にこれを決すべき」とする。確かにそれはそうだとして，具体的にどのようにして義務内容を特定するのかがここでの課題である。過失結果犯にいう注意義務では構成要件的結果の回避が義務の目標となるけれども，負傷者救護義務違反罪では何を目標として義務内容が特定されるべきなのかが問われることとなる。

(2)　この点，これまでの検討に基づけば，負傷者救護義務は，具体的状況に応じて，次のいずれかの目的を有することとなる。第一に，死亡結果回避目的（目的①），第二に，傷害結果拡大阻止目的（目的②），第三に，傷害結果拡大可能性の不存在の確認目的（目的③）である。この際，特に目的①と②の場合に関し，負傷者救護義務については先の検討の通り，真正不作為犯としてその義務が行為義務性を有するものと解されるけれども，本罪に結果帰責性がないだけであって，義務の目的としては，不作為の結果犯の場合と同様に，結果回避目的を有するものである。負傷者救護義務違反罪には結果帰責性がないだけであって，義務内容の特定において結果関連性までが否定されるわけではない[(35)]。判例においても，被告人が被害者をその申し出に従って被害者の自宅に送り届けたとしてもそれでは義務を尽くしたとはいえず，医師の診察を受ける必要があった当該事案の状況においては，最寄りの病院に搬送するか，被害者宅に医師の往診を依頼する義務があったとして負傷者救護義務違反罪の成立が認められた事例が

(35)　Vgl. Georg Freund, in Münchner Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., Band. 1, 2011, § 13, Rn. 57 f.

あるが[36]，そう理解されるべきである[37]。他方，目的③に関して，先の「負傷者」の下限に関する検討で見たように，軽微な傷害の場合についても救護義務が課されるという側面からすると，その場合での救護義務は，結果拡大の回避というよりは，目的③のように，重い傷害ではないことを確認する目的を持つものといえる。

なお，負傷者救護義務の履行行為は，併せて他の交通関与者への危険を防止するための負傷者収容義務の履行行為となる。このことは，72条１項前段の義務が必ずしも事故により負傷した者の生命・身体法益を保護するためだけのものではないということから基礎づけられる。

負傷者救護義務が，具体的状況に応じて目的①から③のいずれかの目的

---

(36)　札幌高判昭和41年10月６日札幌高検速報56号－4。

(37)　杉本・前掲註(９)374頁以下は，負傷者救護義務違反罪の罪質として，社会倫理的な義務懈怠（免脱）犯罪としての性格があるとし，その理解から，事故後，道路上で寝ころぶなどしたが，その後，被害者の救助を求めるために近くの病院に赴くなどした被告人につき救護義務を尽くしたものと認めた大阪高判昭和48年７月９日刑月５巻７号1079頁を，被告人の「救護意思に発する義務履行に向けた努力的態度が評価された故であろう」とするが，それは妥当ではない。負傷者救護義務違反罪は，結果とは関係なく単に何らかの行為をすれば義務の履行が認められるものではないからである。むしろ本判決において，「被告人は，事故車から降りた際暫らく道路に寝ころび，最初和田病院に赴いた後も何処かで寝ていたようであるが，被告人が当時強度の酩酊と疲労のため眠気を催し，事故直前にも約200メートルの間居眠り運転をしていたこと，被告人は本件事故により負傷こそしていないが，衝突により身体にかなり強度の衝撃を受けた筈であることなどに徴すると，被告人は，降車後も肉体的苦痛又は眠気のため意思に反して思わず寝ころんだり寝込んだりしたことも考えられないではないから，被告人の被害者に対する救護措置が右のような事情によって遅れたことをもって被告人の救護義務違反を基礎づけることは許されない」とされていることからすると，被告人に義務の履行が期待できなかったことが本罪の不成立を基礎づけたものと思われる。

を有するものだとすると，その目的遂行のためには，専門家である医師の診察・診療が必要となる。したがって，負傷者救護義務の最終目標は，負傷者に医師の診療を受けさせることとなる。先の最高裁昭和45年４月10日判決[38]のいう，「少なくとも被害者をして速やかに医師の診療を受けさせる等の措置は講ずべきであ〔る〕」との判示は，このことを表していると理解できる[39]。しかし，救護義務の最終目標が負傷者に医師の診療を受けさせることだからといって，運転者が負傷者を病院に搬送するために救急車を呼んだだけで救護義務の履行として十分であるとはいえない。救護義務とは厚みを持ったものであり，救急車を呼ぶだけではなく，医師あるいは救急隊員に負傷者が引き渡されるまでの過程にある必要な行為をも含むものである。救護義務とはそれらの総称である。判例においても，罪となるべき事実において，「完全な救護の措置を講じなかった[40]」としてその罪の成立が認められている。そしてこのことは，負傷者救護義務違反罪では，不作為による殺人罪とは異なり，高度の結果回避可能性が求められていない点で，結果回避への寄与度がより小さい行為をも含めて義務内容としうることからも基礎づけられると思われる。

そこで，以下では，裁判例で示された運転者に求められる救護行為の内容を参考に，その義務内容を検討する。

---

(38)　最判昭和45年４月10日刑集24巻４号132頁〔本文前掲〕。

(39)　深夜午前２時に生じた交通事故で被害者が負傷したものの，受傷直後の意識は明瞭で，一人で歩くことができた等の事情から，翌朝に被告人が被害者を病院に連れて行ったことについて，特に義務違反を認めなかった事例として，大津地判平成６年４月６日判時1532頁143頁。

(40)　大阪高判昭和47年８月８日刑月４巻８号1437頁。本判決は，被告人が被害者をタクシーに乗車させ，その結果，被害者は病院にて医師の診療を受けたが，被告人自身は無免許運転の発覚を恐れて病院へ赴かずに立ち去った事案について，救護義務を尽くしたとして負傷者救護義務違反罪の成立を否定した原判決を破棄し，同罪の成立を認めたものである。

(3)　まず，【第１段階】として，運転者には，医師の診療を受けさせるために救急車を呼ぶ，あるいはタクシーを止める，自車で病院への搬送を行うなどの行為が求められる。この際，負傷者が病院への搬送を拒否したからといって直ちに義務が解除されるわけではなく，交通事故に直面し事態に動転する被害者が少なくないことからすれば，その場合には，負傷者を説得するなど，医師の診療を受けるように促す行為が求められると理解すべきである。(41)

(41)　判例刑法研究〔本江〕・前掲註(29)432頁も参照。

杉本・前掲註(９)378頁以下は，「医師の診療・治療を受けることが相当と考えられる程度の傷害が現実に生じたが，被害者が，受傷程度の確認や病院への搬送等の申出を拒絶する，自ら立ち去る，抵抗・激昂・反撃する等の態度をとった場合に，なお行為者に救護義務が存続するか」との問いを立てた上で，「意識ある被害者の救護には被害者側の協力（受忍）を要するが，これを拒絶された場合，行為者が本罪の罪責を免れる為に救護措置を断行すること（具体的には，被害者に対する逮捕，監禁，強要等の構成要件該当行為に出ること）が，本罪規定を根拠とした法令行為（刑法35条）として正当化されるとは解し難い」として，「被害者に救護受忍を強要できない以上，被害者の拒絶的態度があった場合には，行為者を一定の救護措置義務から解放する必要がある」とする。確かに被害者に医師の診療を受けさせることを強制することはできないとしても，しかし，本文で述べた通り，交通事故に直面して事態に動転している被害者も少なくないことからすれば，まずその診療を受けるよう説得する義務があると解してこそ，負傷者救護義務を規定した道路交通法の目的に適うというものである。さらに，杉本・同379頁は，「『被害者の明示的かつ自由に出た拒絶意思表明（行動）』があれば，現実の受傷程度を問わず，被害者の意思活動・意思決定に反した強要的手段を伴う救護措置（自車に搬入して病院に搬送する，受診を強要する等）の義務は消滅すると解さざるを得ない」と強く主張しつつ，「しかしこの観点からは，全ての救護措置が一律に解除されると解すべきでなく，強要を伴わない措置（119番通報，家族への引渡しと受傷状況の説明，その他）を講ずる義務はその履行可能性がある限り存続する」とするけれども，むしろ説得義務が先にあり，それを尽くしてもなお被害者がそれを受け入れなければ被害者がその傷害結果等の危険を引

【第２段階】として，救急車を呼べばそれで義務の履行として十分なのではなく，救急車が到着するまでの間に，なお必要に応じて負傷者の安全を確保するための行為が求められる。例えば，負傷者が他の車両に轢かれることのないように，負傷者を道路の端に寄せるなどの行為，あるいは，負傷者を落ち着かせるなどして，救急車が到着するまで負傷者の容態を見守る行為がここに含まれる。

この際，負傷者に対して，止血，人工呼吸，心臓マッサージを行うことまで救護義務として求められるのかが問題となる。確かに現在，運転免許を新規に取得する際には応急救護処置の講習受講が義務づけられている。しかし，負傷者救護義務の義務主体としては一般の運転者が想定されるので，必ずしも応急救護処置の技術の習得が運転者にとって一般的なものとまではいえないという現状では，応急救護処置まで運転者に義務づけられ，その不履行に負傷者救護義務違反罪が成立するとするのは妥当ではない。この点，講習受講を義務づける法案の審議の際に，講習受講の義務づけが救護義務の範囲拡大にならないようにする旨，衆・参両議院の委員会での附帯決議もなされている(42)。

そしてこのことは，講習受講の義務が免除されている医師であっても同じことで，医師だからといってその応急救護処置の不作為に負傷者救護義務違反罪が成立すると理解すべきではない。すなわち，不作為犯における作為義務の発生根拠とその義務内容とは連動しており，作為義務の発生根

き受けたものとして救護義務が解除されると解すべきである。

(42)　室城＝矢代・前掲註(13) 8 頁参照。

釧路地帯広支判昭和41年３月29日判時445号58頁は，救護義務の内容として，出血多量の際の止血，呼吸停止の際の人工呼吸等も含むとするけれども，しかし本判決は，義務内容としてそうしたものが挙げられるとしても，必ずしもそれらをしていない場合でも義務を尽くしたといえる場合があるとして不可罰を導くものである。

拠に応じてその義務の内容も特定されるものと思われる[43]。つまり，その主体の特別な属性に基づいて作為義務が認められたのであれば，その属性に応じた義務内容が特定されるけれども，そうでなければその点を考慮せずに，通常の行為者を基準に義務内容が特定されてもよいと思われる。したがって，交通事故に関係して医師に負傷者救護義務が認められたとしても，それは医師だからではなく，運転者であることに基づいて生じた義務であるから，そこでの義務内容は一般の運転者を基準に特定されれば足りる。特に医師だから救護義務の内容が他の一般の運転者と比較して高度なものとなるわけではない（これに対して，同じ真正不作為犯でも保護責任者不保護罪にいう保護責任者では，医師としてその地位が認められることがあり，その場合には医師としての義務内容が特定されることとなる[44]）。その意味で，負傷者救護義務に関しては，具体的状況に応じて義務内容は個別化されるけれども，運転者の地位とは関わりのない当該運転者の属性・能力に応じて義務内容が個別化されることはないと思われる。

【第３段階】として，救急車到着後に運転者は，負傷者に適切な医療行為が施されるために，負傷者の受傷当時の状況やその後の容態等を救急隊

（43） 大塚裕史「過失不作為犯の競合」『三井誠先生古稀祝賀論文集』（2012年）155頁以下，岡部雅人「過失不作為犯における『注意義務』について」『曽根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集（上）』（2014年）205頁以下，樋口・前掲註（１）224頁以下は，作為義務（注意義務）の発生根拠と作為義務の内容特定作業を区別すべきとするけれども，それらの見解も作為義務の内容特定作業の際に作為義務の発生根拠とされた要素を考慮することまで否定するものではないと思われる（樋口・同224頁参照）。

（44） 最決昭和63年１月９日刑集42巻１号１頁では，堕胎後の未熟児に生存に必要な処置をとらずに同児を死亡させた産婦人科医師に保護責任者不保護罪が認められたが，そこで認められた義務内容も医師としてのそれである（その原々審である那覇地石垣支判昭和57年３月15日刑月14巻３・４号259頁も参照）。

員らに説明する必要がある。したがって，救急車が来たのを見届けてそのまま立ち去った場合には未だ十分な救護措置を行ったとはいえない。他方，判例においては，到着した救急隊員とともに被害者を救急車に搬入する[45]，あるいは被害者を病院に収容するのに同行する[46]といった行為を，救護義務行為として措定するものもあるけれども，救急隊員が負傷者の収容行為を行っている際に重ねて運転者もそれに協力する，あるいは病院まで同行することまで義務づけられるものではない。救急車到着後に不可欠な行為は，被害者の受傷状況等を救急隊員に説明することである。そしてその説明によって救護が救急隊員に引き継がれたと見ることができる。それ以外の義務内容を示した裁判例も，救急車の接近を見て被告人が立ち去った[47]，あるいは，救急車が来ても野次馬の一人として傍観していた[48]という事例であるから，いずれにせよ被害者の受傷状況等を説明しなかった点に救護義務不履行の実質が認められる事案である[49]。

2．第三者が救護行為を行った場合

（1）　以上のような救護義務の内容とされた行為を第三者が行ったからといって，直ちに運転者の義務が解除されるわけではない。その場合には，第一に，それを運転者自らが行ったと同視しうる状況を確保することが必要である[50]。例えば，第三者がすでに救急車を呼んでいた場合に，もち

（45）　例えば，仙台高判昭和46年６月３日刑月３巻６号741頁，東京高判昭和53年２月15日東高時報（刑）29巻２号21頁〔本文前掲〕，東京高裁昭和57年11月９日判決・前掲註（２）。

（46）　例えば，東京高裁昭和57年11月９日判決・前掲註（２）。

（47）　東京高裁昭和57年11月９日判決・前掲註（２）。

（48）　仙台高裁昭和46年６月３日判決・前掲註(45)。

（49）　杉本・前掲註（９）382頁も参照。

（50）　事故報告義務に関し，東京高判昭和47年４月28日刑集27巻11号1466頁

ろん運転者が重ねて救急車を呼ぶ必要はないけれども，しかし運転者はその通報者に確実に救急車を呼んだのか確認をしておく必要がある。第二に，救護義務の内容は救急車を呼ぶことだけではないので，他に残された救護義務があればそれを履行する必要がある(51)。仮に救護内容として特定されるすべての行為を第三者が行っていたとしても，それで直ちに運転者の義務が解除されるわけではなく，運転者にはそうした行為をその第三者が現に行ったのかどうか確認する義務がなお残される(52)。

他方，救護義務の履行は第三者と分担して行うことが可能であるから，たとえ第三者が救護を行っていたとしても，例えばそれが運転者の依頼に基づく場合には，運転者自身の義務の履行として認められる(53)。

(2)　第三者により救護がなされた事案に関し，福岡高判昭和37年７月７日下刑集４巻７・８号620頁は，被告人が自動三輪車を運転中，被害

は，「一方の運転者を通じ，又は第三者を介して報告した場合には，それが自己のした報告と同視し得るような状況を確保しておくこと」が必要であるとする（また，その上告審である最判昭和48年12月21日刑集27巻11号1461頁は，「一方の自動車運転者または第三者から事故報告義務がなされても，他方の自動車運転者の事故報告義務が消滅するものではない」とする）。村上・前掲註(12)723頁，宮田（入門（45））・前掲註（６）112頁以下も参照。

(51)　交通犯罪〔五十嵐〕・前掲註(30)283頁参照。

(52)　他方，交通事故発生後に警察官が現場に来て負傷者の救護及び危険防止措置を開始したとしても，運転者による救護等の必要性が直ちに失われるものではないから，運転者のそれらの措置義務がそれで解除されることはないとするものとして，最決昭和50年２月10日刑集29巻２号35頁。

(53)　大阪地判昭和52年12月15日判時904号128頁は，義務者が複数人いる場合に関し，「救護及び危険防止の各義務の履行については，分担しても全員の力を合わせる場合と変わらない措置を講じることができるときは，当事者間の協議により，あるいは暗黙裡に意思を通じあったうえで，為すべき措置を分担しあって履行しても差し支えない」とする。第三者が義務者でない場合も同様に考えられると思われる。

者が運転する原動機付自転車に接触させて傷害を負わせた際，被告人の停車位置が交差点中央であったため同自動三輪車を交通妨害とならないところに移動させた後に現場に戻ったところ，すでに被害者が第三者によって付近の病院に搬送された後であり，その旨を聞いた被告人がそのまま立ち去った事案について，「かように負傷者が既に第三者により病院に運ばれて事故現場に居なくとも，事故を惹起した被告人としては直ちにその後を追って病院に赴き負傷者の症状如何，医師に対する治療依頼に手落がないかを確かめる等万全の救護措置を講じてこそ自己に課せられた救護義務を完遂したものといい得る」とした(54)。この福岡高裁判決に関しては，二つの異なる見方がある。第一に，救護義務は「事故現場における緊急性のあるものだけに限るべきであり，これをみだりに拡大すべきではない」とした上で，第三者によってすでに負傷者が病院に搬送された場合に「直ちにその後を追って病院に行き，負傷者の病状がどうか，医師に対する治療依頼に手落ちがないかを確かめるまでの必要はなく，従って，病院に行かずそのまま現場を立ち去っても救護義務違反は成立しない(55)」として，その処罰拡張的な判示を批判する見方(56)，これに対して，第二に，「運転者には医師に受傷の状況を説明する等の措置を行う余地が存すると考えられ，搬送先の病院の確認について十分な努力をしたにもかかわらず確認できなかったというような特段の事情がない限り，運転者は最低限病院に赴くことを要する(57)」とする見方である(58)。先述の通り，運転者には，被害者に適切な医療

(54)　広島高岡山支判昭和53年２月15日刑月10巻１・２号51頁も同旨の判示をする。

(55)　安西・前掲註(12)320頁。

(56)　谷口正孝「ひき逃げの刑事責任」日沖憲郎博士還暦祝賀『過失犯（2）』（1966年）239頁，斎藤静敬「救護義務（1）」続刑法判例百選（1971年）233頁，佐藤＝中川・前掲註(31)253頁も同旨。

(57)　室城＝矢代・前掲註(13)20頁。

行為が施されるために，救急車到着後に，負傷者の受傷当時の状況やその後の容態等を救急隊員らに説明することが求められる。しかし第三者によってすでに病院に搬送された場合には，そうした受傷状況等を説明する機会がないという状況が生じる。そうだとすると，負傷者が搬送された病院に運転者が赴くという行為も，受傷状況等を説明するための一態様としてはありうるけれども，義務内容がそれだけに限られるものではない。したがって，運転者が自ら病院に赴かなくても，例えば，交通事故の報告義務の履行をかねて，運転者が警察官にその旨を説明するのであればそれで足りると思われる。

Ⅳ．お　わ　り　に

負傷者救護義務違反罪に関し実務上は，運転者の「ひき逃げ」（物損の場合は「あて逃げ」）が本罪の中核的部分であるとされる(59)。裁判例の多くも事故後，運転者が現場から立ち去った事案であり，そこでは要するに運転者が現場から立ち去ったから本罪の成立が認められたのだと理解されることとなる。しかしそれはそうだとして，立ち去ったことで何をしていないから本罪の成立が認められたのかを問うのが本稿の課題であった。実際にも，運転者が救急車は呼んだがその後立ち去った場合にそれで十分かを問うためには，運転者は交通事故が発生した場合に何をしなければならないのかが明確にされていなければその判断はできないはずである。そしてその義務内容如何が問われるとき，負傷者救護義務違反罪に結果帰責性がないとしても，その結果関連性までが否定されるわけではない。それが行為義務だからといって何かをすれば足りるわけではない。出血多量の負傷者に対し包帯を巻くだけでは救護義務の履行として不十分とされるであろう

（58）　交通犯罪〔五十嵐〕・前掲註(30)282頁も同旨。

（59）　室城＝矢代・前掲註(13)22頁。

が，それが不十分と評価されるのは，結果回避目的との関係で必要な救護行為を考えたからこそである。

刑法総論の不作為犯論では不真正不作為犯に関心が集中し，真正不作為犯に関する本質的検討はそれほど行われてもいない[60]中，結果帰責性を持たない不作為犯という視点から真正不作為犯の考察を行った本稿は，ささやかなものではあるが，その意義は小さくないと思われる[61]。

〔付記〕　本稿は，平成27－29年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金（基盤研究（C））（課題番号15K03186），平成26年度関西学院大学個人特別研究費 A，平成24－25年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金（若手研究（B））（課題番号24730062）に基づく研究成果の一部である。

(60)　真正不作為犯に関する近時の論考としては，小名木明宏「不真正不作為犯の制約根拠としての真正不作為犯」川端博ほか編『理論刑法学の探究(5)』(2012年) 203頁がある。

(61)　負傷者救護義務違反罪の義務内容をめぐる議論は，中止犯における「真摯な努力」をめぐる議論と類似する（しかも，結局は結果との関連において中止行為の有無を判断するに至るという議論の流れも類似する〔中止結果への寄与度について，西田典之ほか編『注釈刑法（1)』(2010年) 676頁以下〔和田俊憲〕参照〕)。しかし，中止犯ではそれが褒賞であるがゆえに，例えば第三者が救助行為を行えば，救助行為を行わなかった行為者に褒賞が与えられないだけで済むけれども，負傷者救護義務違反罪ではそれが運転者に義務づけられているのであるから，第三者が救助行為を行ったからといってそれで話が終わるわけではなく，さらに運転者が何をなすべきであったのかという検討が残ることとなる。

Inhalte der Pflicht zur Hilfeleistung nach dem japanischen Straßenverkehrsgesetz

Motonori MATSUO

§ 72 I im japanischen Straßenverkehrsgesetz lautet eine Vorschrift wie folgt: Nach einem Verkehrsunfall hat der Autofahrer, welcher daran beteiligt ist, dem Verletzten Hilfe zu leisten. Gegenstand des vorliegendes Aufsatzes ist der Inhalt dieser Hilfspflicht. Der Umfang dieser Hilfspflichten kommt natürlich auf die konkrete Situation bzw. den Einzelfall an. Dabei ist es entscheidend, nach welchem Sinn und Zweck der Inhalt der Hilfspflicht festzusetzen ist. Der Zweck der Sorgfaltspflicht bei der fahrlässigen Tötung ist die Abwendung des Tatbestandserfolgs, d. h. das Eintreten des Todes, da die fahrlässige Tötung ein so genanntes Erfolgsdelikt ist. Der Zweck der Hilfspflicht ist jedoch umstritten. Denn der Verstoß gegen die Hilfspflicht wird nicht als Erfolgsdelikt betrachtet. Der vorliegende Aufsatz spricht sich für die Ansicht aus, dass die Hilfspflicht auch erfolgsbezogen sein sollte, obwohl die bisherige Literatur die Hilfspflicht als eine reine Handlungspflicht interpretiert.